

＜現状と課題＞

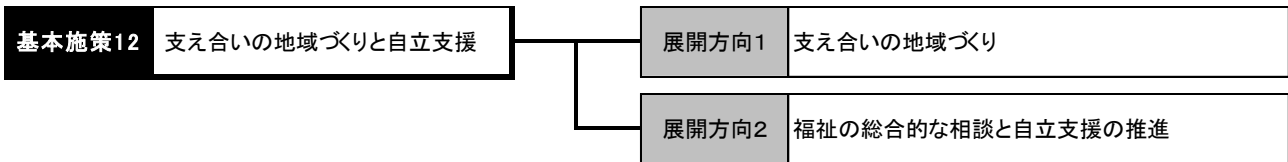
- 社会状況の変化等に伴い、今後ますます地域における福祉的課題が多様化・複雑化していくと見込まれる中、互いに支え合いながら、地域の課題を地域自らで解決できるまちの実現に向け、地域福祉コーディネーター(コミュニティソーシャルワーカー。略称CSW)¹¹及び生活支援コーディネーター¹²事業等を積極的に展開していくとともに、市民、団体、NPO、事業者など多様な主体との連携・協働による福祉活動への参加者や活動分野の拡大を図る必要があります。
- 全国的な高齢化の進展とあいまって、生活保護費を含む扶助費の増加に歯止めがかからない状況が続いており、各自治体における財政の硬直化を招く大きな課題とされている中、国では平成27(2015)年4月1日より「生活困窮者自立支援法」を施行し、福祉事務所を設置する各自治体を実施主体となって、民間団体とも協働しつつ、生活困窮者の自立の促進に向けた包括的な事業を実施することとしています。
- 全国の生活保護の受給者数は、一貫して増加傾向を示しており、平成27(2015)年3月末において約217.4万人となっています。全国的な傾向と同様に、国立市においても生活保護の受給者数は増加傾向にあり、平成27(2015)年3月末における被保護世帯数は822世帯、被保護人員は1,047人であり、対平成22(2010)年3月末比でいずれも約1.4倍に増加しています。
- 世帯類型別にみると、高齢者、母子、障害・傷病者といった類型に当てはまらない「その他世帯」の増加が顕著であり、平成27(2015)年3月末で154世帯となっており、対平成22(2010)年3月末比で約2.3倍に増えています。「その他世帯」の中には、稼働能力がありながら様々な事情により生活保護の受給に至った世帯も含まれていることから、生活保護に至る前の段階の第2のセーフティネットである生活困窮者自立支援法に基づく自立支援施策の強化と充実を図っていく必要があります。
- 生活困窮者の増加傾向が続いている中、生活保護の受給に至る前の段階から安定した就労に結びつく支援を行うとともに、個々人の状況に応じた適切なサービスを継続的に提供するため、ハローワークや社会福祉協議会、その他の社会福祉法人、NPO、民生委員等の関係機関との連携・協働に根ざした生活支援体制の強化を図る必要があります。

¹¹ 地域における個別課題やニーズを的確に把握し、行政や社会福祉協議会等と連携・調整しながら、地域が自ら地域の課題を解決できる様に導く役割を果たす者。

¹² 高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター機能を果たす者。

<施策の目的及び体系>

ソーシャルインクルージョン¹³の考え方を地域で共有し、多様な主体との連携・協働に根ざして、互いに支え合う地域づくりを進めるとともに、生活困窮者の自立を促進します。



<展開方向1：支え合いの地域づくり>

【目的】

支え合いの地域づくりを進めることで、地域の課題を地域自らで解決できるまちを目指します。

【手段】

- ◆地域における福祉ニーズの把握や福祉施策の推進において、中心的な役割を果たしている社会福祉協議会の活動を支援します。
- ◆地域福祉コーディネーターの活動を通じ、地域の住民同士のつながりが強まるよう支援します。
- ◆災害時要援護者支援事業を通じて、災害時に一人では逃げられない要援護者(要配慮者)を地域で支援する仕組みづくりを行うとともに、日常においても地域で要援護者を見守る体制の構築につなげます。
- ◆多様化、複雑化している、地域における福祉ニーズを捉えた地域福祉¹⁴団体の活動を支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
福祉活動に取り組んでいる市民の割合	%	国立市市民意識調査	13.6 (H26年)	14.5	16.0
支援団体等において支え合いの地域づくりと自立支援の推進を行っている人数	人	国立市社会福祉協議会の会員数と民生・児童委員、赤十字奉仕団、保護司会、戦没者遺族会、高齢者見守りネットワーク、避難行動要支援者避難行動支援事業の支援者の人数の合計	3,413 (H26年)	3,600	3,900

¹³ 「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。

¹⁴ それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方。

<展開方向 2 : 福祉の総合的な相談と自立支援の推進>

【目的】

生活上の様々な課題を抱えた市民がその課題を解決し自立できるよう、寄り添って総合的に支援します。

【手段】

- ◆制度の狭間に陥ることがないように、生活や福祉に関する総合的な相談を広く受け止め、包括的に支援します。
- ◆生活困窮者の自立を支援するための相談・住居確保給付金・家計相談・就労支援・就労準備支援など総合的な取組を実施するとともに、貧困の連鎖を断ち切るための施策を推進します。
- ◆住居確保給付金や受験生チャレンジ支援貸付など、手当・助成の給付や資金の貸付を行います。
- ◆地域福祉コーディネーターを配置し、地域で困難を抱えながらも相談できずに困っている市民に対し、多様な主体との連携の下、適切な支援を提供します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
市が福祉的な困りごとの相談や支援を充分に行っていると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	平成 28(2016)年度中に実績値を把握し、目標設定予定。		
生活に困窮している市民から相談を受け、就労支援によって就職につながった割合	%	同左	67.4 (H26年)	70.0	73.0